

## 土砂災害防止に関する絵画・作文募集要領

国土交通省では、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命、財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の理解と関心を深めるため種々の行事を行っている。

この絵画・作文の募集は、土砂災害防止月間の行事の一環として、次代を担う小・中学生に、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうために実施するものである。

### 1 募集対象

絵画、作文の部ともに全国小・中学校生徒

### 2 募集期間

令和5年6月1日～令和5年9月15日

### 3 送り先

小学校、中学校の所在する都道府県庁の土木所管部局砂防主管課内「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当あてとする。

### 4 審査

(1) 地方審査（都道府県）令和5年9月16日～令和5年10月31日

各都道府県において中央審査の対象となる優秀作品を応募数等に応じて各部門各1点～3点程度を選定する。

(2) 中央審査（国土交通省）令和5年11月1日～令和6年1月末

各都道府県から推薦のあった優秀作品の中から審査委員会によって入賞作品を選定する。

### 5 発表

入賞作品については、決定した段階で、国土交通省水管理・国土保全局長より各都道府県知事へ通知する。

### 6 表彰

各部門の受賞者の表彰は、令和6年2月下旬から3月中に国土交通省又は各都道府県において行う。

### 7 表彰の種類

各部門とも原則最優秀賞1点、優秀賞15点以内とする。

### 8 その他

(1) 応募作品は、未発表のオリジナルのものに限る。

(2) 応募作品については、原則として返還しない。

(3) 応募作品の使用・著作権は、国土交通省・都道府県に帰属する。

(4) 応募者に関する個人情報、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡、審査結果発表の目的以外には使用しない。

## 土砂災害防止に関する絵画・作文募集要領細則

### 1 課 題

#### (1) 絵画の部（小学生の部、中学生の部）

(イ) 作品の種類（絵画・版画・貼絵・ポスターなど）やサイズ、表現方法（絵の具、パス、版形式など）は自由とする。

(ロ) 題材は土砂災害及びその防止対策に関するもの。

例えば、

- ・土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の体験やようす。
- ・土砂災害の恐ろしさを訴えるもの。
- ・砂防堰堤・がけ崩れ防止施設などの土砂災害防止施設及びそれらを造っているようす。
- ・土砂災害防止施設が役立っていることが理解できるもの。
- ・防災訓練、避難などの体験やようす。

など。

作品の裏面に画題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

#### (2) 作文の部（小学生の部、中学生の部）

(イ) 400字詰め原稿用紙で、

- ・小学校低学年（1～3年生）は2枚～3枚（800～1,200字）
- ・小学校高学年（4～6年生）は3枚～4枚（1,200～1,600字）
- ・中学生は4枚～5枚（1,600～2,000字）

また、作文冒頭に、表題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

(ロ) 題材は土砂災害及びその防止対策に関するもの。

例えば、

- ・自分が体験した土砂災害について思ったこと。
- ・砂防堰堤などの土砂災害を防止する施設を見学して思ったこと。
- ・防災訓練などに参加して思ったこと。
- ・学校の勉強や日常生活を通して、土砂災害の防止について思ったこと。
- ・テレビやラジオで土砂災害のニュースを見て思ったこと。
- ・おじいさんやおばあさんなど年上の方から土砂災害の話を聞いて思ったこと。
- ・土砂災害から自分や家族の身を守ること（自助）、地域の人たちと助け合うこと（共助）の大切さについて思ったこと。

など。

### 2 作品の選定、審査

都道府県庁の土木所管部局砂防主管課は、地方審査を行い、応募された作品から応募数等に応じて各部門1点～3点程度を選定し、国土交通省水管理

・国土保全局砂防部砂防計画課内「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当  
あて送付すること。

### 3 中央審査委員会の構成

(1) 国土交通省砂防部長、水管理・国土保全局総務課長、砂防計画課長、保全課長、広報課長、地震・火山砂防室長及び有識者、土砂災害防止月間推進協議会の各団体から各 1 名で構成する。

(2) 委員長は、国土交通省砂防部長をもってあてる。

### 4 発表の方法

各賞とも令和 6 年 2 月中に各都道府県を通じ、所属小、中学校に通知して行う。

### 5 表彰の種類

(1) 各部門共通 最優秀賞、優秀賞

各部門とも原則、最優秀賞 1 点、優秀賞 1 5 点以内とする。

(2) 表彰は賞状を授与して行う。

(3) 表彰は、国土交通省又は各都道府県の土木主管部局において行う。

### 6 入賞作品の活用

土砂災害防止月間ポスターのデザイン等に使用する場合があるなど、土砂災害防止に関する啓発活動に活用する。

また、最優秀作品・優秀作品等については、パネル展などの各種イベントでの展示やW e b サイト・広報誌への掲載等、幅広く活用する。

なお、令和 4 年度入賞作品については国土交通省砂防部W e b サイトに掲載している。

国土交通省砂防部U R L

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_tk\\_000059.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000059.html)